

第320回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第320回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成26年6月3日（火）17:26～19:54

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）等の審議

- （独）国際交流基金日本語国際センター施設管理・運營業務（（独）国際交流基金）
- （独）国際交流基金関西国際センター施設管理・運營業務（（独）国際交流基金）
- 国土交通大学校（小平本校）の施設管理業務（国土交通省）
- 国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務（国土交通省）
- 東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運營業務（（独）国立美術館）
- 東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運營業務（（独）国立美術館）
- ビジネスライブラリー運營業務（（独）日本貿易振興機構）
- アジア経済研究所図書館運營業務（（独）日本貿易振興機構）

2. その他

<出席者>

（委員）

稲生主査、石村専門委員、古笛専門委員、清水専門委員、小松専門委員

（（独）国際交流基金）

総務部総務課 四ツ谷課長、経理部会計課 平林課長、日本語事業部 大野次長
日本語国際センター教師研修チーム 姫田チーム長、逢坂チーム長代理

（国土交通省）

国土交通大学校小平本校 桑原総務課長、涌井建設専門官、草野管財係長
国土交通大学校柏研修センター 安富企画調整官、河名総務課長、勝家総務課専門官

（（独）国立美術館）

東京国立近代美術館運営管理部会計課 生島課長、荒井係長
東京国立近代美術館フィルムセンター事務室 西田室長、春日係長

((独) 日本貿易振興機構) ※ビジネスライブラリー運営業務

ビジネス情報サービス部ビジネスライブラリー課 長島課長、松間課長代理、木村職員

ビジネス情報サービス部ビジネスサービス課 和波課長代理

企画部企画課 森下課長代理

((独) 日本貿易振興機構) ※アジア経済研究所図書館運営業務

アジア経済研究所図書館 泉沢図書館長

アジア経済研究所図書館資料企画課 二階課長

アジア経済研究所図書館資料サービス課 村井課長

アジア経済研究所研究企画部 山田主幹

企画部企画課 森下課長代理

(事務局)

新田参事官、金子参事官

○稲生主査 ただいまから、第320回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、独立行政法人国際交流基金の「日本語国際センター」及び「関西国際センター」の施設管理・運營業務、国土交通省国土交通大学の「小平本校」及び「柏研修所センター」の施設管理業務、独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館の「本館及び工芸館」並びに「フィルムセンター」の管理・運營業務、独立行政法人日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」及び「アジア経済研究所図書館」の運營業務の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

初めに、独立行政法人国際交流基金の「日本語国際センター」及び「関西国際センター」の施設管理・運營業務の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

まずは、それぞれの事業の実施状況につきまして、独立行政法人国際交流基金日本語事業部大野次長、日本語国際センター教師研修チーム姫田チーム長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は、2件合わせて10分程度でよろしくお願いたします。

○大野次長 国際交流基金の大野でございます。よろしくお願いたします。

初めに、お手元のパンフレットをごらんください。こちらに施設概要が記してございますけれども、簡単に申し上げますと、関西国際センターは、日本語教育を必要とする外交官や文化・学術専門家、各国の大学生などの日本語学習者を海外から日本に招聘し、合同で日本語学習を行う宿泊型研修施設と御理解いただければと思います。

それでは、資料2に基づきまして、関西国際センター施設管理・運營業務の実施業務について説明させていただきます。

委託業務の内容は、関西国際センター施設の機能を維持し、センターが実施する業務に支障を及ぼさないよう、また、センター利用者にとってより快適な施設利用ができるよう、施設設備を常時適切な状態に維持管理し、適切に運営を行うというものです。具体的には、統括業務、宿泊サービス及び受付業務、設備管理業務、保安警備業務、清掃業務、年間定期保守点検業務、外構・植栽管理業務の7業務となります。

業務委託期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間。

受託事業者は、三井物産ファシリティーズ株式会社。

事業者決定に当たりましては、5者より企画書の提出を受け、うち評価基準を満たしていた4者で入札を行いました。いずれも予定価格内での入札でありましたので、4者で総合評価を行い、最も高い得点であった同社と契約を締結いたしました。

次に、Ⅱ．達成すべき質の達成状況及び評価についてですけれども、実施要項で定めた包括的な質として、業務継続性の確保、安全の確保、快適性の確保を指標といたしました。業務継続性の確保、安全の確保に関しては、共に、測定指標に定めているとおり、全て評価は「適」、また、快適性の確保についても、センターで実施した日本語学習研修の研修生に対し実施したアンケート結果により、本業務に関する部分は全ての項目で「適」でございました。

なお、アンケート対象者は、平成24年度は576名、回収率94.4%、平成25年度は616名、

回収率98.7%であり、いずれも高いアンケート回収率を維持しております。詳しいデータにつきましては、本紙最後に別添として添付しております。

続きまして、Ⅲ．確保すべき水準の達成状況及び評価ですが、実施要項で定めた7つの業務それぞれについて、日常業務の様子や日報・月報等、報告書、研修生アンケートなども含め評価し、適切に実施されていると判断しております。

続きまして、Ⅳ．実施経費の状況及び評価について、平成27年度1年間の契約金額は、税抜き額で1億362万9,000円であったのに対し、民間競争入札実施後の平成24・25年の各年度の契約金額は7,570万7,000円で2,792万2,000円の減額となっております。率にして26.9%の削減を達成いたしました。

また、Ⅴ．民間事業者からの改善提案による改善実施事項については、消耗品単価の見直し、施設内掲示物への工夫、貸出し用自転車への防犯・安全対策、研修生に対するごみの分別指導、節電に対する工夫などが挙げられます。3番目の貸出し用自転車へのひたくり防止ネットと反射シートの装着は、入札時の企画提案書により提案されていたものです。その他の項目は、業務を実施する中で、事業者から新たに提案を受けたものです。

Ⅵの評価のまとめについて申し上げます。本業務の実施に当たり達成すべき包括的な質として設定された項目、また確保されるべき水準については、全ての項目において達成されていると判断しております。実施経費につきましても、民間競争入札実施前の経費に比べ2,729万9,000円、率にして26.9%の削減を達成しています。また、消耗品費の抑制や研修生の安全面の向上に民間事業者の創意工夫が発揮されていると評価しております。

最後に、今後の事業についてです。本事業実施期間中に事業者が業務改善指導等を受けたことや業務に係る法律違反行為を行っていたことはありませんでした。事業のチェックについては、本事業実施に当たり、契約監視委員会への個別の報告や外部有識者を含むセンターの評価委員会によるチェック体制を整えています。競争性の確保、確保すべき水準や質の目標達成、また、経費削減についても成果を上げています。これらを踏まえて、今後は、市場化テストを終了し、当基金の責任において今後の事業を行うことを御了承いただきたいと思いますと考えております。

また、市場化テスト終了後、御了承いただいた場合においても、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、法の趣旨に基づき、当基金自ら公共サービスの質の向上、コストの削減を図る努力をしてみたいと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○姫田チーム長 それでは、続きまして、日本語国際センターの施設管理・運營業務について状況を説明します。資料1に基づいて御説明いたします。

日本語国際センターは、海外から日本語教師を招聘し、日本語、日本語教授法、日本事情の研修を行っている施設です。

まず、Ⅰ．事業の概要についてですが、委託業務の内容は、関西国際センターとほぼ同じです。異なる点は、当センターでは、車両運行業務も委託業務に含めているということです。

業務委託期間も、関西国産センターと同じ3年間になっております。

受託事業者決定に当たりましても、関西国際センターと同様に、総合評価方式で行いました。すなわち、提出された企画書を書類審査し、次に、入札をして、入札金額を比べるという2段階の手順を踏みました。その結果、東京ビジネスサービス社が最高点となりましたが、同社の入札額が当方で設定した予定価格より大幅に廉価であったので、低価格調査を実施し、業務の履行に問題がないことを確認してから、同社を落札者としました。

Ⅱ．達成すべき質の達成状況及び評価についてですが、全ての項目において「適」の評価となりました。アンケートの回収率は、平成24年度、25年度共に100%となっております。

Ⅲ．確保すべき水準の達成状況及び評価につきましても、8つの項目の業務につきまして、適切に実施されていることを確認しております。

Ⅳ．実施経費の状況及び評価についてですが、当センターにおいて、本件業務の民間競争入札の実施は2回目で、1回目は平成23年度の単年で行いました。経費の比較は、民間競争入札を実施する前の平成22年度と比較いたしました。平成22年度が9,314万3,000円であったのに対し、今回の入札の契約金額は6,949万2,000円で、2,365万1,000円の減額となっております。率にして25.4%の削減を達成しております。

なお、平成22年度と比べて、今回の入札では業務内容が増えており、仕様書を変更しておりますので、比較においては、平成22年度の契約額に変更分の経費をプラスして比較しております。

Ⅴ．民間事業者からの改善提案による改善実施事項につきましては、多様な提案がなされた結果、トラブルの発生を事前に予防するとともに省エネ対策がなされたと評価しております。

Ⅵ．評価のまとめですけれども、本業務の実施に当たり、達成すべき包括的な質として設定された項目、また、確保されるべき水準については、全ての項目において達成されていると判断しております。実施経費につきましても、民間競争入札実施前の経費に比べ大幅な削減を達成しています。また、契約業者から創意工夫が発揮されていると評価しております。

Ⅴに移る前に、ここで1つ御報告しておきたいことがございます。当センターでは、災害に備えて40リットルほどのガソリンを携行用ガソリントankに入れて備蓄しており、劣化防止のために、時々中身を入れかえるということを行っておりましたが、今年の2月に契約業者のスタッフから、同社の別のスタッフが、この備蓄ガソリンを不正に私的利用しているという通報がございました。この通報を受けまして、当センターでは、契約業者の責任者に内部調査を依頼するとともに、顧問弁護士に相談して対応いたしました。その結

果、同社からは、備蓄ガソリンの不適切な利用の事実があったということが報告されましたが、同社が、その事実が判明した後、対応を迅速かつ誠実にいき、当事者及び現場責任者に処分をいき、再発防止策を確立したということを確認しました。また、使用したガソリンも弁済されております。当センターは、顧問弁護士からも、同社の対応は適切であるという確認を得ましたので、当センターは、本件については解決され、業務委託には影響を及ぼさないものと判断しております。

V. の事業についてです。さきに述べたこの内部告発のあった件については、解決されたことと考えておりまして、本事業実施期間中、基本的にはどう事業者が業務改善指示等を受けたことや業務に係る法令違反行為を行ったことはないと認識しております。また、事業のチェックについては、本事業実施に当たり、契約監視委員会への個別の報告や外部有識者を含むセンターの評価委員会によるチェック体制を整えております。競争性の確保、確保すべき水準や質の目標達成、また経費削減についても成果を上げております。

これらを踏まえて、今後は、市場化テストを終了し、当基金の責任において今後の事業を行うことを御了承いただきたいと考えております。

また、市場化テスト終了を御了承いただいた場合においても、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、法の趣旨に基づき、当基金自ら公共サービスの質の向上、コストの削減を図る努力をしてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、国際交流基金と同様に、関西国際センターの方から御説明申し上げます。資料Bをごらんください。

先ほど御説明がございましたとおり、業務内容は、センターの施設管理・運営業務となっております。3年間の実施期間となっております。

資料Bの2ページ目をおめくりいただきますと、2に受託事業者決定の経緯とございますが、入札参加者が5者であったということで、4者が評価基準を満たしており、総合評価をいき、受託事業者が三井物産ファシリティーズに決定したということとなっております。

評価につきましては、国際交流基金から提出されました平成24年度及び平成25年度の実施状況の報告に基づきまして、内容を、質の確保、実施経費の観点から評価を行うことといたしております。

まず、公共サービスの質につきましては、包括的な質といたしまして、業務継続の確保、安全の確保、快適性の確保につきましては、設定されている質について達成されているものと評価しております。

また、各業務において確保すべき水準につきましては、4ページにございますとおり、業務報告書の内容等から、确实かつ適切に実施されていることが認められ、確保されるべき質も達成されていると評価できるといたしております。

民間事業者からの改善提案による改善実施状況につきましても5点上げられており、こちらについても改善が図られているということでございます。

実施経費につきましては、3のところがございますとおり、単年度に2,792万円、率につきまして26.9%が削減されておるといこととなっております。

評価のまとめといたしましては、達成すべき質が達成されていること、また、実施経費につきましても、経費が削減されている、また、民間事業者からの創意工夫が発揮されていることを確認させていただいております。

今後の事業につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、法令違反等の指摘がなかった点、基金については契約監視委員会等の委員会が設置されて、運用されることが予定されていること、また、入札についても7者応札があった点、4つ目の点については、質や目標は達成されていたこと、節減率につきましても、経費が節減されていたというようなことがございまして、こちらにつきましては、市場化テストを終了することが適当であるという原案としてございます。

引き続きまして、資料Aに基づきまして、日本語国際センターの施設管理・運營業務の評価案について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、業務内容といたしましては1ページに記載されているとおりとなっており、契約期間についても、平成24年4月1日からの3年間となっております。

関西センターと同様に、包括的な質として、安全の確保、快適性の確保の部分で質が設定されておりますが、こちらについても同様に達成されており、アンケートの回収率も100%となっており、確保されるべきは十分達成されていると評価しております。

各業務において確保すべき水準につきましても、実施業務報告書などの内容から、確保されるべき質が達成されていると評価できるといたしております。

4ページ目の部分で、民間事業者からの改善提案による改善実施事項につきましても、5点の内容が上がっておりまして、創意工夫が見られるところでございます。

実施経費についての評価につきましても、削減額が2,365万1,000円ということで、削減率25.4%ということで、削減ができていると評価できるとしております。

こちらにつきましても同様でございまして、今後の事業につきまして、市場化テスト終了プロセスを希望しており、それにつきましても、先ほど御説明がありましたとおり、条件についてはクリアしていることから、市場化テストについては終了することが適当であるという内容としてございます。

以上でございます。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につい

て、御質問や御意見のある委員の先生方は御発言をお願いいたします。

○古笛専門委員 日本語国際センターの方について御質問させていただきたいのですが、やはりガソリンの備蓄不正が気にならないかと言えば、うそになります。実は、これはいつ頃のこと、弁償済みということですが、どれぐらいの損害額があって、どれぐらいの期間で御対応されたのか、もう少し詳しくお話を伺えればと思います。

○姫田チーム長 本件は、2月に内部通告という形であったものですが、その内容は、同社の契約業者のスタッフが、自家用車を使ってセンター業務を行うことがあったということで、センターに無断で備蓄用のガソリンを自家用車に入れて使用したということがございました。そして、その通報後、速やかにこちらは内部調査を依頼し、やりとりを3月まで続けたものです。

○稲生主査 損害額は。

○姫田チーム長 40リットルのガソリンであれば、今で言うと四、五千円ということになります。

○稲生主査 この他にいかがでしょうか。

○石村専門委員 要は、結局、年1なりに棚卸しなどもすることになったとか、あるいは改善策としては、こういう形になったというのをお聞きしたかったと思うのですが。

○姫田チーム長 済みません、失礼しました。

調査の内容は、こちらでも走行記録やガソリン給油の記録をつけ合わせたりしてみましたけれども、極端に不自然な給油というのは見当たらなかったということがありました。

そして、再発の防止策としましては、備蓄ガソリンを携行用のガソリントank、これに入れていきますと、劣化防止のために入れかえをしないといけない、要するに時々あけなくてはいけないということがあるのですが、これについて、缶詰のようになってもうあけられない、劣化を防止できる入れかえ不要な缶詰に変更いたしましたというのが解決策でございます。

○石村専門委員 実は、今ではお答えになっていなくて、今どういうことが原因で発生したかということ、実査、実地の棚卸しで帳簿の残高、管理台帳と実際の残高をきちんと確認していなかった、だから、発生したと推定するのですが。今のお答えだと、入れかえなどをやるから今回の件が発生したというようなお話なのですが、そうではなくて、きちんとタンクの実地棚卸しをやらなければ、液体のものは、温度などでも数量が増えたり減ったりします。だから、その辺をきちんと、実地棚卸しを年1回だとか、あるいは半年に1回既に行うようになったのですかという、そこなのですけれども。

○姫田チーム長 40リットルのガソリン、これぐらいの手持ちの缶に2つ入っているというのですが、一、二か月に1度は入れかえをしないといけないというその管理も事業者任せにしておりました。私どもの認識では、一、二か月に1度、揮発して劣化してしまうので入れかえなくてはならず、その時には、公用車に給油をして、それで新たに携行缶に給油するという形で、順次その形を維持するという業務をこの事業者委託していたとい

うこととなります。ですので、棚卸しということではしていなかったということです。

○石村専門委員 済みません、少し要領を得ないので。なぜ起きたかという、その担当者の方が任せきりにしていた。だから、実際きちんと物が有るか無いかというのを別の人が、例えば本社の方などが見に来て、実際に有るということを目で見て、きちんと確認していれば起きなかったようなこと、それを任せきりにしていたから起きた。

それで、今度はもう入れかえないようになったからと言っても、実際、現場の人と別の人が確認するという作業がそこに入らないと、また起きる可能性があるのです。だから、確認作業をやられるということの改善策は、やりますという形になっているのかを確認されましたか、ということをお聞きしているのです。

○姫田チーム長 携行缶のガソリンですと、中が入っているのかとかが見えにくいですし、それが、いつ入れかえが起きたかというのも十分に把握されていなかった。こうした点を改善するために、今後は、要するに缶切であけないとあけられないような缶詰になったものを常備することにいたしまして、そして、その所在は、常時確認するという体制になったということです。

○石村専門委員 結論からすれば、現場任せではなくて、本社の別の担当者がきちんと確認するようにしたということによろしいのですか。

○稲生主査 要は、管理しているのが、国際交流基金の方でチェックなさっているのか、あくまでも事業者の方が自己チェックみたいな感じで、「はい、缶詰のものがありますね」とチェックしている体制なのか、その点の再発防止の中身なのですが。

○姫田チーム長 今回、新たな形にした後は、倉庫の中に入れまして、その中身を年1回当方もチェックするという体制になります。

○石村専門委員 結局、担当者任せでは、年1に棚卸しで実際に確認していますということによろしいのですね。

○姫田チーム長 はい。

○石村専門委員 どうも済みません、ありがとうございました。

○稲生主査 今の件以外でもいかがでしょうか。日本語国際センター、それから関西国際センターですが。

これはちょっと内閣府マターになるかもしれませんが、今の事実は、確かに金額的にすればいかがな感じもするのですが、ただ、如何せんこれは一種の犯罪的な行為になりますので、その点の記載が全く無くて、今回、議事録では全部残るので結果オーライとしたいところですが、やはり書面にしたいと思うのです。ですから、基金の方からは、それを文書で頂いて、それで、内閣府の事務局としては、それを受けて、先ほどの議論があった改善策も含めて、やはり評価案の方にも記載しないと、これは口頭だけでは少しまずいと私は思います。

事業自体は確かに競争性の発揮、質の確保まで、その他の部分については恐らくうまくいっているのですが、そこは記録に残さないといけないと思います。

その上で、終了プロセスの話ですね。

○清水専門委員 その不正があった時に、形状はよくわからないのですが、内部告発がなかったら発見できなかったのですか。貯蔵品として期末に確認しているのではないですか。3月末だったら確認できたのでは。

○姫田チーム長 ガソリン缶は常時入れかえを行っているというところで、確かに確認が難しかったということはございます。

○清水専門委員 3月末に持っているものはチェックするのでしょうか。だから、それで引っかかるのでしょうか。

○姫田チーム長 その時に給油されていれば、それがわかります。

○清水専門委員 ということは、だから、給油の問題が別にあるのですね。そうすると、それは、今度、缶詰型のものになって防ぐことができるようになったということですね。それで、期末にチェックすることは今までもやっているのですよね。そうですね、棚卸しは。

○姫田チーム長 はい

○清水専門委員 だから、それは今回の改善策ではないはずなのです。もともとやっているはずなので。だから、改善策というのは、いわゆるそこから抜き取られないようにしたこと、それで改善だと私は思っていますが。

○稲生主査 やはり少し要領を得ないですね。ですから、これは時間的なものが、審議としてもう一回くらいできますか。やはり、きちんとした防止策、我々は何かわからないのです。結局、年に1回の基金の方で行っておられる確認というのが、再発防止ではなくて、今の清水委員とのやりとりを聞くと、従来からもやっていたので。

○姫田チーム長 全くシステムを変えましたので。今までは、要するに栓が自分であけられる容器だったのが、もうあけられない容器になりますので。

○稲生主査 そのことでチェックするという事は、新しいところで一個できたということですね。

○姫田チーム長 はい。更に、業務報告におきまして、行った先やそのメーター数についても細かく報告させることにいたしました。

○稲生主査 なるほど。

○小松専門委員 今の話で、ガソリンは基金の方のもので、それで、事業者はそれを管理するという立場だけだから、それを流用したら基金のものを盗んだという形になるわけです。ただ、こういう場合、任せ方として、ガソリンの補給その他、全部事業者の責任であるとして、例えば、事業者がガソリンを買って給油して使って行く。それで、幾ら買って、幾ら払いましたというのは報告するけれども、ガソリンそのものの管理は事業者の方でやっているとすれば、それは事業者内部の問題であって、基金のものを盗んだという話ではないと私は思うのですが、その辺の管理の考え方が曖昧なまま話が進んでいるので、今議論になっているような気がするのですが。

もともとガソリンの給油、それから備蓄を全部事業者の責任ですということになっていれば、それは事業者として、不正使用分を基金にもし請求してきたら、それは問題ですが、そうでなければ内部の話だと思うのですが。少しこの話は余りごちゃごちゃ言っても仕様がなくなってしまう気がするのですが、その辺が曖昧なので、一体誰に責任があつてこういうことになっているのかというのがよくわからないのです。

要は、事業者の中で不正に使った者がいて、その者が罰せられたということは確かなのですが、そのことによって基金の方で損害を受けたのかどうかということの方がむしろ大事だと思うのです。

例えば水道を不正使用したみたいな話があつたとして、それを一々基金の側が言うのか、それは事業者の中の問題で、今までと水道の使用料が全く違う、すごく多いけれども、どうなっているのですかみたいな話になるのか、私はそこがわからないのです。どこまでが事業者の責任で、どこまでが基金の責任なのかというのがはっきりしない議論だと思っています。

○清水専門委員 もともと不正と認識しているわけですから、ガソリンそのものは自分のものですね。購入したものでしょう。それを使用されたから、それは不正という認識をしたはずなのです。それは、期末の状態になれば、自分のものなので、自分で確認を今までもしていると思うのです。けれども、途中で抜き取られた場合には、それは、今回みたいな改善をすれば3月の段階でチェックする、抜き取られない状態が出てくる、こういうことになるはずなので、改善策というのは、缶をいわゆる抜き取られないようなものにした、そういう改善策で注意ができます、こういう説明を受けたと私は理解しました。

○姫田チーム長 はい、そのとおりでございます。

○稲生主査 わかりました。今ので大体理解はできたので、いずれにしても、これは書面には残さないといけない話です。

○事務局 業務内容としては、実施要項上は車両運行、最寄りのバス停車地とセンターとの往復、近隣訪問先送迎運行、運行日誌の作成、その他車両に係る業務というような形と、実施要項上の業務はそういう形になっています。

○稲生主査 それでは、先ほどの私の提案のとおり、とにかくその辺の経緯、本来なすべきことをしていなかった、それから、コンプライアンス違反でもありますので、ここは基金の方で説明の資料を作成してください。それで、内閣府では、やはり評価案の方に、法律違反、結局法律違反なのかどうか。先ほどは法律違反ではないという話でした。不適切なのだけれども法律違反までとは言わないというのが、その弁護士の意見なのか。それがどうも腑に落ちないのですが。

○事務局 当方としては、実施要項の記載が特にガソリンの入れ替えという内容としては業務としていないのでということで認識しております。

○稲生主査 認識している。

○事務局 はい。

○姫田チーム長 自家用車を使ってセンター業務を行っていたということは確認できました。そして、その場合に、当方で別途ガソリンを買って入れるというようなことはしていなかったということがあって、実際にその行為を行った本人は、不適切であるという認識が薄かったということがございます。

○小松専門委員 今の説明は気になるのですが、業務で自家用車を使った時の費用、それはどのように精算するのですか。

○姫田チーム長 それを精算するシステムがこの契約業者にございませんでしたので、今回の再発防止策の一つに、そういった場合に社内で精算できるようなシステムをつくっていただいたということもございます。

○小松専門委員 この件で余り時間をとりたくないと思っているのですが、基本的に、実費でもらうかわりにガソリンでもらったというような認識で御本人はやっていたのかもしれないとは思いますが。その場合に本当に犯罪と言えるのかどうかというのは、少し私はよくわからないところがあります。私の意見はそこまでです。これ以上はちょっと申し上げるつもりはございません。

○稲生主査 いずれにしても、再発防止策も含めて資料にしてください。それから、我々に送っていただいて、それを受けて、もう一回皆さんで確認してみましよう。それで、我々が納得して違法性が余り感じられないようなものであれば、報告を受けて了とする判断もあって良いかと思えます。コンプライアンス上、問題があるような事態を引き起こしてしまったのであれば、それは、やはり管理する体制そのものが少し心配で、それに対して終了プロセスで結構ですというのは、少し言いづらいところがあります。その判断さえも、今はまだ判断できない状況になっておりますので、いずれにしても、もう一度事実確認をさせていただきたいと思えます。

それから、別件の方で質問がありまして、別件というのは関西国際センターの方ですけども、こちらの方はパフォーマンスが全体的には大変良くて、特段御指摘するようなことはないと思えます。1点だけ、資料2で申し上げると、2ページ目の清掃業務ですが、公共部分と宿泊室の部分があって、平成24年度に対して25年度の評価が、質問のところでも最終的には問題がないのですが、ただ、10ポイント近く評価が落ちているのですが、これは何か特段の理由があるのでしょうか。つまり80%台に、落ち込んでいるとまでは言えないかもしれませんが、かなり落ちている気がするのです。何かこの辺というのは事情があるのでしょうか。具体的には、95%のものが、大体85%近くまで落ちているような状況がありまして、この辺の事実確認はされましたでしょうか。

○大野次長 申し訳ございませんが、手元に資料がございませんので確認させていただきます。

○稲生主査 わかりました。結果的には、これは70%以上でオーケーですので、最終的には問題ないと思えますが、もしよろしければ事実確認だけいただけますか。

○大野次長 わかりました。

○小松専門委員 少し関連して言うと、例えば業務の内容を変えたとか、そういうことが有るのか無いのかということですが。

○大野次長 わかりました。

○稲生主査 この他、皆さんいかがでしょうか。関西国際センターの方については何かコメントがございますか。よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、独立行政法人国際交流基金の「日本語国際センター」及び「関西国際センター」の施設管理・運營業務の事業の評価（案）についての審議はこれまでとさせていただきますと思います。

事務局から確認すべきことがございますか。

○事務局 日本語国際センターにつきましては、ただいまの御議論を踏まえたコンプライアンスの問題について資料を作成いただき、その資料につきまして先生方に御確認いただく作業が必要になるということで承知しております。

また、資料2の関西国際センターにつきましては、ただいまの清掃業務につきましての率が落ちたという点につきましての御回答を先生方にお返ししたいということで考えてございます。

また、評価案の追記の部分については、関西の方は修正させていただくようなことでよろしいでしょうか。

○稲生主査 関西の方は、よろしく申し上げます。

それでは、今、整理いただきましたような作業が入ってきますので、それを踏まえて、委員の皆さんの方でもう一度確認いただいて、その上で監理委員会に報告するかどうか決めさせていただきたいと思います。

本日はこれまでといたします。どうもありがとうございました。

（国際交流基金退室、国土交通省入室）

○稲生主査 それでは、続きまして、国土交通省国土交通大学の「小平本校」及び「柏研修センター」の施設管理業務の実施状況及び事業の評価（案）等について審議を行います。

まずは、それぞれの事業の実施状況につきまして、国土交通省国土交通大学小平本校 涌井建設専門官、柏研修センター 勝家総務課専門官より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は2件合わせて10分程度でお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○涌井建設専門官 国土交通大学の涌井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、本件、本校につきまして2期目の事業の実施をしております、今回は、平成24年度、25年度の報告をさせていただきたいと思っております。

今回、今年度から終了プロセスが可能ということで、今回は、結論から言いますと終了プロセスに移行したいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。まず、1ページから説明します。

まず、事業の概要ですが、1の委託業務内容ですが、国土交通省大学の施設管理業務

ということで、点検、運転監視、保守、清掃・除草業務、警備業務、執務環境測定業務等を行っております。

2の業務委託期間ですが、平成24年4月1日から平成27年3月31日の3か年契約を行っております。

3の受託事業者ですが、株式会社シミズ・ビルライフケアと契約を行っております。

4の受託事業者決定の経緯ですが、国土交通大学校施設管理業務民間競争入札実施要領に基づき入札を行いまして、まず、企画書の提案が3者から提出されております。いずれも評価基準を満たしております。それで、平成24年3月16日に開札しまして、3者全て予定価の範囲内だということで、3者による総合評価入札を行いまして、株式会社シミズ・ビルライフケアが落札者となっております。

IIの確保すべき質の達成状況及び評価になりますが、まず、1の快適性の確保、(1)測定指標ですが、管理業務に係る満足度についてアンケート調査を研修員を対象として実施しております。各項目「どちらともいえない」以上の合計が70%以上で、アンケート回収率は80%以上ということで測定指標としております。

2ページですが、これを受けまして、(2)のアンケート結果をこちらに表示させてもっています。平成24年度、回収率84.6%ということになっております。これは、各5項目ありまして、施設環境全般から施設内清掃等、守衛対応まで5項目ありまして、各々「満足」から「不満足」までの5段階でアンケート調査を実施しております。平成24年度につきましては、一番右の満足度ですが、「どちらともいえない」以上、網かけしている部分につきまして、全て98%以上という満足度となっております。平成25年度ですが、同様ですが、回収率84.8%ということで、一番右の満足度ですが、全ての項目で97%以上の満足度を得ております。

次に、2の品質の維持ですが、(1)の測定指標ですが、管理業務の不備に起因する研修の中断回数をゼロ回、管理業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生回数ゼロ回、こちらを測定指標としております。結果としましては、平成25年度までは、研修の中断なり空調停止等、そういった回数は一回もございません。

次の3ページですが、3の安全性の確保になります。(1)測定指標ですが、管理業務の不備に起因する施設利用者のけがの回数、これはゼロ回ということで測定指標としますが、結果としましては、こういったけがは発生しておりません。

4の業務において確保すべき水準及び実施状況ですが、(1)の確保すべき水準、1)点検等及び保守ですが、①で点検等におきましては、指定された業務内容を実施し、建築物等の機能及び劣化の状態を調査し、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置を判断し実行すること。2)の清掃等業務の①清掃においては、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去、又は汚れを予防することにより、快適な環境を保つこととしておりまして、あと、その他、警備等業務、執務環境測定業務、施設管理者への報告につきましては、記載のとおり確保すべき水準を設定しております。

次のページですが、4ページです。それを受けまして、(2)の実施状況ですが、1)点検等及び保守につきましては、仕様書に定められた業務内容が適切に行われております。空調がきかない等、施設の不具合が発生した場合においても、速やかに対応を行うことができしております。更に、受託事業者が積極的な改善提案等を行うことにより、施設環境の質の向上にも寄与しておりました。2)の清掃等業務ですが、指定された業務内容確実に実施し、快適な環境を保持しておりました。以下、警備等業務、執務環境測定業務、施設管理者への報告につきましても、さきに言いました確保すべき水準については確保して実施しておったと思います。

5の評価ですが、利用者の満足度を図るアンケート調査の結果ですが、こちらは繰り返しのようになりますが、「どちらともいえない」以上が全ての項目で平成24年度は98%以上、25年度97%以上と目標の70%を大きく上回る高い水準を満たしております。あと、「満足」のみでも、平成24年度が70%、25年度は66%ということで、快適性の確保は満たしていると考えております。

また、管理の不備による事故、設備障害等も発生していない。品質の維持、安全性の確保についても図られていると評価できると考えております。

次の5ページに行きますが、Ⅲの実施経費の状況及び評価ですが、まず、1の公共サービスの実施に要した経費ということで、今現在の契約の1年当たりの実施経費につきましては約6,300万円になっていまして、2の市場化テスト開始前の平成20年度につきましては約6,500万円の実績額になっています。

3の平成21年度以降変更した業務ですが、まず、平成21年度の追加、こちらは、市場化テストの前の平成20年度末に職員が退職しましたので、今まで直営でやっていた守衛業務、あと宿泊棟管理人業務につきまして、これは市場化と同時に追加になりました。平成24年度削除の宿泊棟個室の清掃ですが、こちらは予算の関係で、予算不足ということでこちらを削っております。

4の平成20年度実績額との比較ですが、今、説明した平成20年度の実績とプラス21年度以降の変更した業務を合計したものと現契約の実績を比較しまして、約1,800万円の金額の削減ができております。率としては22.3%の削減率ということの結果になっています。

次に、民間事業者からの改善提案による改善実施事項ですが、まず(1)ですが、施設管理業務を総括的に実施しまして、個別業務間の緊密な連携が図られ、機器の設定状況の問題点を洗い出すことができました。その結果、空調性能等の課題が解決されています。特に冷暖房の課題におきましては、やはりどうしても場所によって温度差が生じているところがありましたが、そこもかなり改善しております。

(2)の施設の利用頻度、季節等を踏まえ、効果的な省エネ対策を立案し、施設の省エネルギー化を更に推進しております。その結果、電気料ですとおおよそ1割の減という結果が出ております。

次に、Vの評価のまとめに行きますが、これまでの市場化テスト導入前は、各事業で個

別に入札等を行ったのに比べまして、市場化テスト導入によって、施設の管理を総括して行うことによって各業務同士の緊密な連携が行われまして、その結果、点検業務とか宿泊管理業務、清掃業務の間で活発な情報交換が行われて、不具合箇所等きめ細かく改善されることができました。その結果、これまで以上のサービスの質の向上、効率的な実施が可能となっております。

また、契約事務の効率化、支出の平準化及び経費削減も可能となっております。アンケートの満足度調査においても、定められている水準を満たし、市場化導入の目的は達成できていると考えております。

Ⅵの評価アドバイザーへの報告内容及び評価アドバイザーの意見ですが、今、報告しています公共サービス実施状況につきまして評価アドバイザーに報告しまして意見を伺ったところ、(2)の意見等に記載のとおり、アンケートで高い満足度を満たし、各々の業務の実施状況についても求められる水準を満たしている。今回の市場化テストにより、サービスの質の向上、維持管理コストの低減効果が認められるという意見を頂いております。

次のⅦの今後の事業ですが、事業全体を通じた実施状況につきまして、(1)で、受託事業者が業務改善指示等を受ける、若しくは業務に関する法令違反等、そういった行為の実績はございません。

(2)で、本校におきましては、引き続き外部有識者の評価アドバイザー等による実施状況報告のチェックを受ける体制を構成する予定としております。

(3)で、1期目の入札においては5者、2期目の入札においては3者の申込みがありました。競争性は確保されていると考えております。

(4)で、対象公共サービスの確保されるべき質についても目標を達成していると考えております。

(5)ですが、従来経費の節減率につきましては、1期目については15.7%、今期につきましては22.3%の経費節減がありますので、経費節減の効果はあったと考えております。

2ですが、今まで述べたとおり、本事業につきまして市場化テストを終了する基準を満たしておると考えておまして、市場化テストを終了し、今後は当大学の責任において行うこととしたいと考えております。

最後に、市場化テストを終了したとなった後の話になりますが、これまでこちらの官民競争入札等監理委員会における審議において厳しくチェックされた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格等々を踏まえまして、引き続き法の趣旨に基づき、当学校自ら公共サービスの質の向上、コスト削減等を図る努力をしまいたいと考えております。

簡単ですが、本校につきましては以上でございます。

○稲生主査 柏研修センターにつきましても、続けてお願いします。

○勝家総務課専門官 では、柏研修センターの方を説明させていただきます。資料4をぐらんください。

業務委託内容は、施設管理業務となっております。

業務委託期間は平成24年度からの3年間であり、受託事業者は、ごらんのとおりとなっております。

受託事業者決定の経緯ですけれども、平成24年度においては、入札説明会に14者の参加があり、その後、3者から入札書及び企画提案書の提出があったところ、総合評価の結果、受託事業者を決定しております。

確保すべき質の達成状況及び評価ですが、快適性の確保について、研修員からのアンケートによる満足度調査を指標としております。測定指標としまして、アンケート回収率を80%以上とし、5段階評価の各項目、「満足」「どちらかという満足」「どちらともいえない」の合計が70%以上を指標としております。

次のページをお願いいたします。そのアンケート結果ですけれども、平成24年、25年共に、右端の満足度を見ていただくとわかるとおり、全ての項目について要求水準を満たしております。97%、98%の高い数値の中、②空調・衛生設備はいかがでしたかの質問について若干評価が低いのは、暑いや寒いといった研修員からの温度設定に対する不満が反映されたものでございます。これは、当センターにおける省エネ対策の一環として、設定温度の調整を受託事業者に依頼したものであるものであり、受託事業者の管理運営による不満ではないものと考えております。

次のページをお願いいたします。品質の維持ですが、測定指標を管理業務の不備に起因する当施設における研修の中断回数をゼロ回、全くないものとしております。同じく、管理業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生回数も全くないものとしております。これについての実施結果でございますが、きょう現在、管理業務の不備に起因する上記のことについては発生しておりません。

次の安全性の確保についても、測定指標を管理業務の不備に起因する施設利用者のけがないこととしております。これについても、実施結果は、今日現在発生しておりません。

次に、各業務において確保すべき水準と実施状況ですけれども、次のページにかけまして、点検業務、清掃業務、執務環境測定業務、受付業務について、仕様書において確保すべき水準を記載しておりますが、これらにおいて、全て仕様書に基づき適切に行われております。

5. 評価ですけれども、前述のとおりであり、快適性の確保は、アンケートの調査の結果から高い評価が得られ、品質の維持及び安全性の確保、各業務においても全て問題なく的確な対応がなされていたものと評価できるものでございます。

実施経費の状況及び評価ですが、市場化テストの実施前の平成20年度の実施経費との比較をしております。ごらんのとおり、平成20年度実施経費約4,000万円に対して、平成24年度、25年度の平均実績は約3,000万円であり、その差約1,000万円と、削減率にすると24.1%となっております。

次の民間事業者からの改善提案による改善実施事項については、施設管理業者による日常点検から判明した不具合や箇所など、原因究明から修繕提案、積極的な見積り提出まで

トータルで行ってもらふことにより、当センターとしても速やかな対応を講じることができました。

評価のまとめですが、設定した快適性の確保、品質の維持、安全性の確保の主要事項について定められている水準について満たしており、全て達成できているものと考えております。更に、各事業に個別に入札等を行う従来の方式に比べ、総括して施設の管理を行うことで、総括責任者による各業務の連携の効率的実施が可能となり、契約事務の効率化、支出の平準化及び経費削減につながり、市場化テスト導入の目的は達成できているものと評価できるものと考えております。

次の市場化テスト評価アドバイザーへの報告結果ですけれども、サービスの質を保った上でのコスト削減、無事故での事業実施、これは市場化テストによる成果であったものと高い評価を頂いております。

今後の事業であります、事業全体を通じた実施状況は次のとおりになっております。実施期間中に業務に係る法令違反行為等はなく、引き続き、外部有識者で構成される評価アドバイザー等によるチェックを受けることとしております。また、1期目、2期目とも複数の入札があり、競争性も確保され、確保されるべき質に係る目標も達成され、更には、1期目、今期とも、経費節減の効果があつたところでございます。

まとめになります、前述のとおりであり、各項目とも良好な結果で市場化テストを終了する基準を満たしていることから、今後の事業に当たっては、市場化テストを終了し、テストの終了後も、引き続き、法の趣旨に基づき、当大学自ら公共サービスの質の向上、コスト削減等を図る努力をしてまいるところですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、事業の評価案につきまして、内閣府より説明をお願いします。説明は10分程度でお願いします。

○事務局 では、内閣府の評価案につきまして御説明いたします。資料Cをごらんくださいませ。1ページ目から参ります。

実施の経緯及び事業の概要ということで、業務内容、小平本校につきましては、業務内容はこちらの表中に書かせていただいております。契約期間は3年間、こちらは平成24年の前に更に3年間、第1期目がございまして、本件が2期目ということでございます。

続きまして、確保すべき公共サービスの質ということでいきますと、快適性の確保、あと、ページをめくりまして、品質の維持、安全性の確保の3点を掲げさせていただいております。

受託者決定の経緯につきまして次に申し上げます。入札参加者数は3者、企画書は3者とも基準を満たしておると。金額の条件につきまして、3者とも予定価格範囲内ということで総合評価を下したという経緯でございます。

続きまして、質に関する評価につきまして、先ほど申し上げた3点、快適性の確保、品質の維持、安全性の確保の3点とも、詳しい説明は先ほど国土交通大学校からありましたとおりでございます、十分満たされていると考えております。

更に、各業務において確保すべき水準として、点検及び保守、清掃等業務、警備等業務、執務環境測定業務及び施設管理者への報告、いずれにつきましても適宜行われていたということで、これも水準を確保しているものと考えております。

続きまして、民間事業者からの改善提案につきましては、小平本校につきましては4点、それぞれ内容も様々な観点から上げられておりまして、総合的な業務内容の品質の改善につながったと評価しております。

続きまして、実施経費についての評価でございます。単純に金額のベースで行きますと、比較対象であります平成20年度と比べまして、削減率にして3.5%のマイナスということで若干の減にとどまっておりますが、こちらにつきましては、先ほども御説明がありましたように、平成21年度以降に業務の追加と、それに伴う削除がございます。重立ったものは、平成20年度末におきまして、国土交通大学校を退職された方の業務を受託者に御対応いただいたということで、その分の増が見込まれておりまして、その分の業務を考慮した上で、実際のもともとの比較対象での経費の節減の効果ということでいきますと22.3%の減ということで、こちらをもって経費の節減ができたかどうかの評価とさせていただきます。及び、この結果からして十分削減できたのではないかと考えております。

以上、評価といたしまして、質の設定及び民間事業者からの改善提案を頂くという件及び経費、全てクリアしているということで考えておりまして、今後の事業につきましては、まず、1点目として、業務改善指示及び法令違反、これはなかったというのが1点目。2点目ですが、国土交通大学校市場化テスト評価アドバイザー等におきまして、実施、状況報告のチェックを受ける体制が設けられると。3点目、競争性につきましては、第1期事業で入札参加申込みが5者、2期目で3者ということで、競争性も十分あるということで考えております。4点目、質に関する達成目標は達成している。5点目につきまして、節減率につきましては、第1期目の事業、第2期目の事業でそれぞれ十分な節減率があるということで、こちらもクリアしているということで、終了プロセスへの移行を御承認いただければと存じます。

こちらは小平の方でございます。

続きまして、柏の方につきまして御説明いたします。資料Dでございます。

事業概要等につきまして申し上げますと、業務内容はほぼ小平と一緒にございますが、柏の方は、受付及び管理人業務が追加されております。契約期間は先ほどの小平と同じ、受託事業者は、こちらは共同体での受託になっております。契約金額も、記入させていただいているとおりでございます。

ページをめくりまして2ページ目です。確保すべき公共サービスの質ということでいきますと、小平と同じ項目を立てさせていただいております。

受託事業者決定の経緯につきましても、これも小平と結果的には同じでございまして、3者の申込みを頂きまして、その上での事業者決定ということになっております。

続きまして、評価でございますが、包括的な質につきましても、快適性の確保、品質の維持、安全性の確保、いずれもクリアされていると考えております。更に、各業務において確保すべき水準ということで、点検及び保守、清掃業務、執務環境測定業務、受付及び管理人業務について、それぞれ十分な情報交換に基づきまして現状の状況が共有されていたということで、水準を満たしていると考えております。

続きまして、民間事業者からの改善提案につきましては3点上げまして、特に、営繕、保守及び機械設備の内容及びそれに対する修繕、保全に対する提案がきめ細かになされておりまして、金額の節減もそうですが、労力の節減にも十分つながっているということをお評価しております。

続きまして実施経費に関する評価につきましては、平成20年度と比較いたしまして24.1%のマイナスということで、こちらも節減の効果は十分あったと考えております。

以上、評価をまとめますと、達成すべき質につきましては指標を満たしておりますし、実施経費に関しましても24.1%の節減ということで十分評価できると考えております。及び、日常の保守点検につきましても、機械設備、建物の劣化及び不具合箇所に関する対応が非常にすぐれていたということで、民間事業者の創意工夫が発揮されていると考えております。

以上をもちまして、今後の事業につきましては、この小平と同じ事情でございまして、終了プロセスに至る5つの評価基準全てこちらは条件を満たしており、準備ができていると考えておりますところから、終了プロセスに進めさせていただくということでの御了解を委員の皆様からいただければと存じます。

説明は以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価案につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

1点だけ、質問なのですが、資料3の5ページ目、IVのところ、民間業者の提案があった改善事項なのですが、(1)のところ「冷暖房の稼働にあたり、場所によって大きな温度差が生じていたところを改善」というのはどのように行われたのですか。普通ここで皆さん苦しむパターンが多いのですが。

○涌井建設専門官 私もちよっと技術の専門ではないので詳しくは説明できないのですが、うちには宿泊棟に350部屋の個室がありまして、例えば350室全部稼働している場合の空調風量と、わずか100室程度の稼働の場合の風量には当然トータルの風量に大きな違いが生じます。100室しか入っていないのに350室全室稼働する場合の風量にしてしまうと、室温的には問題ないのですが、大きな音がしてうるさくて眠れないなどの苦情がよせられます。その異音を解消するに当たっては、適温の状況での調整が必要でその辺

がなかなか難しいのですけれども、今までですと、部屋の近くの排出口を絞ったり、全体の風量調整など個々の対策で行っていたところを、現在は、風量の自動調整機器が円滑に稼働し、これにより風量調整が適切に行えております。今までは風量の調整機器がうまく稼働していなかったようで、暑い、寒い苦情が多くあったのですが、修繕後大分その苦情の数が減ったというような状況がございます。

○稲生主査 その風量調整にいろいろ課題があって、そこを何かの機器みたいなもので。

○涌井建設専門官 そうですね、調整機器みたいな、風量の自動調整みたいな機器があるのですけれども、そういった機器の故障、不具合があったのを見つけて、そこを改善している。

○稲生主査 それが今回の提案の中に含まれていて、うまく機能したということですか。

○涌井建設専門官 そうです。

○稲生主査 わかりました。

他に質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、国土交通大学校の「小平本校」及び「柏研修センター」の施設管理業務の事業評価（案）等についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事柄はございますか。

○事務局 1点ございます。先ほど事前で御指摘いただきました内閣府側の資料につきまして、終了のプロセスに十分至っているという条件の記載がまだちょっと足りていないということで、ちょっとこちらを足します。国土交通大学校のものは、特に変更がないと存じております。

○稲生主査 承知しました。よろしく申し上げます。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、先ほどの修正を施していただいた上で、事務局から監理委員会に御報告いただくようお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省退室、国立美術館入室）

○稲生主査 続きまして、独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館の「本館及び工芸館」並びに「フィルムセンター」の管理・運營業務の実施状況及び事業の評価（案）等について審議を行います。

まずは、それぞれの事業の実施状況につきまして、独立行政法人国立美術館運営管理部会計課生島課長より御説明をお願いしたいと存じます。

説明は2件合わせて10分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○生島課長 今、御紹介にあずかりました東京国立近代美術館運営管理部の生島と言います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、今お話がありました東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運營業務の実施状況について御説明させていただきます。

まず、事業の概要といたしまして、委託業務内容が、東京国立近代美術館本館及び工芸

館の管理・運營業務といたしまして、お手元の資料でございますように、8つの業務をお願いしております。統括管理業務、建築設備維持管理業務、清掃業務、廃棄物処理業務、環境衛生管理業務、植栽管理業務、運営支援業務、警備業務となります。

業務委託期間といたしましては、第2期になっておりまして、平成24年度から3年間の平成27年3月31日までとなっております。

受託事業者につきましては、管理・運営共同事業体をJVとして組んでいただきまして、代表企業が鹿島建物総合管理株式会社、構成員といたしまして、株式会社協栄、株式会社シービーエス、三東運輸株式会社、セコムジャスティック株式会社、以上5社になります。

受託事業者決定の経緯といたしまして、1期目が、平成20年、平成21年からの3年間の1期目になりますけれども、入札希望参加者2者から応札がありまして、2者とも予定額範囲内ということで、当館に設置されております官民競争入札等評価委員会において総合評価をしていただきました。結果としまして、点数の高い受託事業者、上記の受託事業者が落札者となりまして、平成21年から3年間の契約を行っております。その後、平成24年から3年間ということで、それまで外れておりました警備業務を追加させていただきまして実施させていただきました。結果、1者からの応札がございまして、同じく東京国立近代美術館の官民競争入札等評価委員会で審査をいただきまして、落札ということで、平成24年から3年間で事業をやっていただいております。

公共サービスの実施内容の状況と評価につきましては、包括的な質としまして2点ございます。1点目が、継続性・安定性の確保ということで、具体的には、一時的な閉館とか開館不能の状態を招くような瑕疵の発生、これについては発生していないということです。信頼性の確保につきましても、運営に重要な影響を与える業務上の瑕疵の事象の発生、作品の損傷とか紛失、人身事故、来館者の事故等、これもなしということです。

個別業務の質につきましては、全てアンケートということになりますけれども、一番最後のところに参考としてつけさせていただいているのが細かい状況になっておりますが、結果といたしまして、5%以下ということを目指した指標になっておりますが、全て1%未満ということの結果になっておりますので、適正であると判断させていただいております。

モニタリングにつきましては、職員が日常モニタリング、定期モニタリング、臨時モニタリングを随時しておりまして、結果として、特に指摘する事項はありませんでした。

民間事業者からの改善提案に関する実施・評価につきましては、当館につきましては、施設整備に関する専門的知識や技術を有する職員がいないということで、1期目からにはなりませんけれども、建築設備の維持管理業務、環境衛生、運営支援、統括管理業務、それぞれの事業者が持っております専門的ノウハウを踏まえて、提出された提案書を踏まえて幾つかの実施状況になっております。お手元でございますように、1つ目としましては、日常点検・巡回により把握している施設設備の経年劣化状況の報告と改善案の提案、それから、修繕計画表の作成、展示状況や入館者数に応じた温湿度、作品保全のための温湿度ですね、それから、来館者のための二酸化炭素濃度、照明に係る基準提案、それらの遵守

と消防法の規制に沿った適切な施設設備管理の提案、それから、省エネに対して、空調機のインバーターの導入とか冷却塔の交換等の省エネルギーのための改修工事の提案、それから、中長期にわたる改正省エネルギー法に対応した提案書というものを出していただいております。

あと、展覧会ごと、皆さん御存じのように、常設展とは別に企画展というものを開催しております。それにつきましては、展示計画とか、入場者数もそのたび違うというような要因がございます。その中で、先ほど言いました専門的ノウハウを持っている運営支援などで、観覧者の誘導とか、作品の保全のための有効的な監視場所などの提案をいただいている。

それから、もともとの提案以外に、今2期目の間にありましたこととしまして、当館の熱源の改修工事、建物修繕工事というものがございました。その時に、工事のための定例会議への出席とか、工事に対応するための部分停電はどういうものが一番効果的とか、一番問題なく行えるかということとかの調整とかということをやっている。あと、震災は2期目の前なのですけれども、その夏に節電をしなければいけないということがありまして、それに対する提案と、その実施をいただいているというようなことになります。

今お話しした中の評価につきましては、①の日常の巡回点検によるものにつきましては、点検していただいていることによって、扉の開閉の障害とかシャッターの動作不良、それから照明の未点灯等、美術館としてはあってならないことを事前にチェックしていただいて、大きなことにならない、開館前には全部整備されているというような状況になっております。

それから、修繕計画表の作成につきましては、年度ごとに出すような形になっておりますけれども、それについては、休館にあわせて不具合を調整するというようなことで実施できているということで、評価できると考えております。

あと、展示室内の温湿度、作品保全のための温湿度、それから来館者誘導のための、先ほどのCO₂は、非常に良い状況にキープされていたと思っております。

省エネにつきましては、先ほどもお話ししましたが、空調機器の改修工事をするに当たって、こういうことをやることによって省エネになるということの提案や、それ以後の概算要求を含め、予算がどのぐらい必要かというものなどいろいろ提出いただいている、部分的には具現化できているということになっております。

それから、運営支援業務の部分になりますけれども、作品の展示計画に対応して、観覧者の邪魔にならないような監視位置の提案とか死角がないような設定、それから、何か万が一の時の避難誘導ができるような位置を含めて、来館者のサービスということもキープできたと考えております。

その他としまして、工事中の安全性の確保とか、そういうことの周知のために努力をしていただいている、無事工事が終わっているというようなことになります。

それから、繰り返しになりますけれども、東日本大震災の後の夏期の節電計画の提案・実施をしていただきまして、電気事業法による電力制限についても問題なく達成しつつ美術館を開館できたということになっております。

あと、もう一つ大きいのは、その後に書いてありますけれども、電気使用料が、導入前の平成19年度に比較しまして、実際、運転の設備というより、運用の仕方をプロというか専門的ノウハウで運用していただいたことによりまして、電気料で各年度34%ぐらい削減できているということがございます。それから、ガスにつきましても41%ほど使用料が削減できている、水道料につきましても30から35%の間で削減できております。

それから、実施経費の状況につきまして、表にあるように、市場化テストを導入する前の平成19年度の金額との比較ということになりますけれども、統括管理業務と平成24年度から導入しました警備業務を除きまして記載させていただいております。平成19年度は総額で1億8,658万円余の金額が、24年度では1億3,832万5,000円、25年度では1億5,621万8,000円という数字で、おのおの、平成24年度では19年度と比較しまして4,800万円ほど、25年度では3,000万円ほど削減できたということになっております。参考としまして統括管理業務を書いてありますけれども、これを入れてもコストとしては下げられたということになるかと思えます。

評価としましては、警備業務を除いた、今お話ししましたような比較になりますが、警備業務と統括管理業務を入れてもコストは下がっているというような状況になっているかと思えます。

今後の事業につきましてですが、総合評価につきましては、実施2期目に当たりまして、まず、官側の職員の契約事務の軽減、それから統括管理業務の導入による事務、委託業務の効率化、民間事業者の相互連携による推進等が行われて、なおかつ、鑑賞環境の向上にも寄与されたと考えております。

仕様書の基準を満たして、サービスの質を達成しながら、統括管理業務の一元的な管理ということが可能になりましたので、個々の事業者に対する指示ではなくて、統括管理を経由して会場に対する対応ができているということになりますので、課の職員も同じことを3回、4回言わなくても済むという効率化も図られているというようなことになるかと思えます。

今後の事業につきましては、先ほどお話ししたように、業務改善指示を受けることや法令違反ということとはなかったということと、毎年、東京国立近代美術館の中に置かれます官民競争入札等評価委員会でチェックを受けるというような体制にさせていただいております。

1期目につきましては2者応札がありまして、2期目につきましては1者ということになっておりますけれども、途中までは2者の参加表明となっております。途中で、参加資格は満たしていたのですけれども、1者が入札辞退ということになって、結果、1者応札となってしまいました。

対象の公共サービスが確保されるべき質に係る目標については、今、説明させていただいたように達成していると考えております。経費につきましても、前期、1期目につきましては3年間平均で1,000万円弱、980万円ほどが毎年削減されているということで、先ほどの繰り返しになりますけれども、今年度も経費全体としまして、統括管理業務と警備業務を除いた費用だけの比較になりますが、平成24年度は25%ほど、25年度は16%ほどの経費が削減できていて、2年平均で4,000万円弱の削減が毎年できていると考えております。

以上のことから、国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運營業務につきましては、このたびできております市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運営に関する指針を受けまして、市場化テスト終了基準を満たしていると考えております。今年度で市場化テストを終了するというにさせていただきます、当館の責任において実施するというにさせていただきますと考えております。

もちろん、終了後も、これまでの委員会における審議等を受けまして、厳しくチェックしつつ、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続に関する事項を踏まえた上で、より広く情報開示をすることで競争性を、少しでも多く参加していただけるような努力をしながらコスト削減を図って、総合評価方式の一般的な入札に移行することにさせていただきますと考えております。

続きましてフィルムセンターの説明を。

○稲生主査 説明はポイントのみに絞っていただけますでしょうか。民間事業者からの改善提案の部分は割愛いただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

○生島課長 わかりました。

では、フィルムセンターの管理・運營業務につきまして説明させていただきます。

フィルムセンターも、先ほどの美術館と同じように、統括管理業務、建築設備維持管理業務、清掃業務、廃棄物処理業務、環境衛生管理業務、運営支援業務、違いは、この上映関係業務というところだけになります。

フィルムセンターは1期目となりまして、同じく平成24年から3年間の委託期間ということになっております。

受託事業者は、管理運営共同体を設置していただきまして、代表企業は鹿島建物で、残り4社ということになります。

フィルムセンターの方は、平成24年からの導入につきまして、平成23年度の要項に基づきまして総合評価方式を行い、1者からの応札になっております。それで、同じように予定価格範囲内ということで、当館の官民競争入札等評価委員会で審査していただきまして、落札という結果になって、平成24年から3年間の契約を行っております。

質につきまして、対象公共サービスの実施につきましては、継続性・安定性、包括的な質の2点につきましては、発生回数ゼロということで問題ないと考えています。

個別業務の質につきましては、やはり美術館本館、工芸館と同じようにアンケートということになります。上映関係以外につきましては1%未満ということで、上映関係につき

ましては2%未満という結果になっております。

モニタリングにつきましても、先ほどの美術館と同様に、職員による日常モニタリング、定期モニタリング、臨時モニタリングということをしていただいで、特に指摘する事項はございません。

あとは、提案のところは割愛させていただきまして、評価につきましても、日常点検によって収蔵庫、フィルムセンターにも収蔵庫がございまして、収蔵庫の設定温度との相違とか、展示室もございまして。展示室の温度異常等のふぐあいが事前に発見できて、調整されている、作品の保全に万全を期されているということになります。先ほどの美術館と同じように、修繕計画表を作成してもらいまして、計画的な修繕が行われているということです。

それから、フィルムセンターの場合は、上映と展示ということございまして、その中でのお客さんの観覧環境、それから観覧者の誘導等にも万全を期されていると考えております。

収蔵庫がありますので、映画フィルムに対しても、作品という位置づけになっておりまして、保存環境を維持しているということで、その中で、電気料を削減することが可能になっているというようなことございまして。

中長期の修繕計画表によっても、省エネルギー化に対する工事目標は設定されていると思っております。

それから、映画フィルムの上映と映画関連資料の展示計画に対応して、上映ホールへの入退館の適切な誘導やお客様の出入りについても問題なく運営できていると評価できると考えております。

あとは、少し特別な部分で、フィルムセンターについては映写という特殊な業務がございまして、その中で映写機の更新という工事が行われました。これにつきましては、映写室の温度・湿度の管理、それから、映画フィルムの収蔵施設以外の保存環境も適切に行われているということになります。

あと、その結果、電気につきましては、平成24・25年の年間の平均で17%ほどの削減、それから、水道につきましては削減できていないという結果になっておりますが、これにつきましては、平成24年に空調の配管の漏水事故というものがございまして、この漏水と配管内の水の入替え等の結果による水道料の増加と入れかえ等を行った結果ということになっています。これは、あくまでも今回お願いしている業務者の原因ということではなくて、配管の老朽化に伴う漏水ということになっております。

経費につきましても、実施経費の状況と評価についてですけれども、合計欄を見ていただきますように、平成24年からの導入前、平成22年度が、統括管理業務を除いて7,900万円ほどのものが、平成24年度が7,400万円、25年度が6,600万円という結果になっております。

参考に、統括管理業務と建築設備維持管理業務、それから、清掃業務の追加分を経費として出させていただいております。これを踏まえても、平成24年度では479万円ほど、25

年度は1,300万円ほどの減額が可能になっていると考えております。

平成24年と25年度で800万円ほど下がっている要因は、先ほどお話しさせていただきました平成24年度の管の漏水のための工事をするために休館せざるを得なかったということがございまして上映日数が減っている、その結果、平成24年と25年で800万円ほど下がっているということになります。

一番大きいのは、清掃につきまして、平成24年度の市場化に入った時に、てこ入れという環境をよくしよう、サービス向上につながるだろうということで、清掃で少し業務をふやしたということがございます。その結果、利用される来館者の方から、前より館内がきれいになったねという言葉을いただいているような状況でございます。

総合評価につきましては、まず、仕様書の水準につきまして、公共サービスにおいて確保される質は満たされている。達成しながら、フィルムセンター特有の映画上映に対する観覧者への対応とか施設設備の保全に万全を期すことができたと考えております。

あと、震災の対応につきましては、先ほどの美術館、工芸館の方と同じような形で対応していただいているというようなことでございます。

1つは、1者しか応札しなかったということにつきまして、ちょっと懸念される場所ではありますけれども、映画フィルムを使って上映するという行為が、最近映画館でも減ってきております。デジタル上映になっているというようなことがございます。そういうことで技術者が少なくなっているということが1つ、人がなかなか見つからないということかとは考えております。ただ、入札説明会とか現場説明会には、応札していただいた企業以外にも代表企業になるようなところが2者ぐらい来ていただきましたし、その後、一応それとなく聞いてみたのですけれども、応札はなかったのですが、やはりもう少し時間的な余裕があった方が、映画というものは、上映するという行為がちょっと普通にはなじみにくいので、そこを探すのに時間がかかっていたというようなことのようにです。それで、そこをキープしていたところが、1者だけ応札していただいたのかと思っております。

それ以外につきましては、先ほどの美術館の説明と同じようなことになるかと思っておりますけれども、実際に映画フィルムを使った映写を行う事業者は複数ございます。それは、いろいろなイベントの中で上映会とかをやっているところの上映をやっている事業者が複数ありますので、そこが事業共同体として入っていただければ、他の施設管理の事業者と組んでいただいて参加していただけるのではないかと考えております。そこら辺を入れて、当館の方で考えたのは、映写業務をされる方について、2年専門学校に行かれて、3年の実務経験というようなことで仕様書では参加資格をうたっているのですけれども、それを、学校はなくても3年の実務経験があれば良いのかなと緩和することで、先ほどお話しさせていただきました複数者のより積極的な参入も可能になるのではないかと考えております。

そのようなことで、先ほどの美術館、工芸館と同じように、今回は、市場化テストの終了プロセスの終了基準を満たしていると考えておりましたので、市場化テストを終了するという方向で御検討いただければと思います。

以上でございます。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明を簡潔にお願いします。

○事務局 それでは、東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務の評価について、資料Eに基づきまして説明させていただきます。概要は、美術館より説明がございましたので、2ページ以降の評価に関して御説明差し上げます。

まず、（1）対象公共サービスの質の包括的な質として、継続性・安定性の確保及び信頼性の確保については、業務上の不備による美術館運営の一時的閉館や開館不能の状態を招くような発生回数はゼロ回、続いて、業務上の不備による美術館運営に重要な影響を与える発生回数もゼロ回ということで、適切に実施されたものと評価できます。

続いて、3ページの個別業務の質について御説明差し上げます。こちらについては、各業務に係る入館者へのアンケートを行った結果、測定指標の不満足度について、指標の5%以下を達成しており、确实かつ適切に実施されたものと評価できます。

続いて、（3）民間事業者からの提案による改善実施事項についても、省エネルギー化の提案・実施や運転方法などの工夫、計画的な設備管理の実施や効率的な展示室内の環境管理が行われており、創意工夫が図られていると言えます。

続きまして、4ページの3、実施経費に関する評価は、平成24年度から新たに追加された警備業務と市場化テスト導入時に追加した統括管理業務を除いた経費で比較すると、平成24年度が約1億3,800万円、25年度が約1億5,600万円であり、1年間当たり約1億4,700万円となるところ、従来の実施経費、平成19年度の約1億8,600万円と比較して約3,900万円、21%の経費が削減されているという状況です。

4、評価のまとめですが、管理・運営業務の質及び各業務において確保すべき水準のいずれも目標を達成しておりまして、公共サービスの質が確保されているものと評価できます。

競争性の確保については、今期が2期目に当たり、1期目には2者の応札があり、今期も当初は2者参加していたものの、結果的に1者応札となっていることから、さらなる競争性の改善を図る必要がありますが、経費については、従来の実施経費との比較で約3,900万円、21.1%もの経費削減が図られており、契約事務の効率化も図られております。

5、今後の事業については、本事業の市場化テストは今期が2期目であり、③競争性の確保において、ホームページにおける入札情報の積極的な開示など引き続き競争性の改善に努める必要がありますが、事業全体のこれまでの実施経過も良好であり、業務の品質の維持・向上と経費削減が十分に図られていることから、総合的に判断すると、市場化テストの終了プロセスの基準を満たしているものと認識しており、今期をもって市場化テストを終了することが適切と考えております。

本館及び工芸館については以上になります。

続きまして、東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務についての評価に

ついて、資料Fに基づきまして説明させていただきます。概要は美術館より御説明がございましたので、2ページ以降の評価に関して御説明を申し上げます。

まず、(1)の対象公共サービスの質の包括的な質の継続性・安全性の確保及び信頼性の確保については、業務上の不備による美術館運営の一時的閉館や開館不能の状態を招くような発生回数はゼロ回、続いて、業務上の不備による美術館運営に重要な影響を与える発生回数もゼロ回ということで、適切に実施されたものと評価できます。

続いて、個別業務の質について御説明申し上げます。こちらについては、各業務に係る入館者へのアンケートを行った結果、測定指標の不満足度について、指標の5%以下を達成しており、確実かつ適切に実施されたものと評価できます。

続いて、(3)民間事業者からの提案による改善実施事項についても、省エネルギー化の提案・実施や運転方法など工夫、計画的な設備管理の実施や効率的な展示室内の環境管理が行われており、創意工夫が図られていると言えます。

続きまして、5ページの4、実施経費に関する評価ですが、平成24年度から新たに追加された統括管理業務と建築設備維持管理及び清掃業務の追加分を除いた経費で比較すると、平成24年度が約7,400万円、平成25年度が約6,600万円であり、1年間当たり約7,000万円となるところ、従来の実施経費、平成22年度の7,900万円と比較して約890万円、約11.3%の経費削減が認められます。

4、評価のまとめですが、管理・運營業務の質及び各業務において確保すべき水準のいずれも目標を達成しておりまして、公共サービスの質が確保されているものと評価できます。

また、実施経費については、約890万円の経費が削減されております。

一方、競争性の確保については、特殊性・専門性が高い上映関係業務が含まれて、1者応札となっていることから、競争性の改善に向けた必要性があると考えられます。

5、今後の事業については、5ページから6ページの部分になりますが、本事業の市場化テストは今期が1期目であり、国立近代美術館は市場化テスト終了プロセスの基準を満たしているとしておりますが、③競争性の確保において、競争性の改善の必要性が確認されることから、業務の連続性、発注事務の効率性等を考慮した上で、著しい特殊性、高い専門性等を有しており、業務実施者が限定されるおそれのある上映関係業務を分離し、その他の業務を包括化して委託することを検討することなどにより改善の余地が確認されることから、引き続き、次期事業においても民間競争入札を実施することが適当であると考えます。

以上になります。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いしたいと思いますけれども、皆様いかがでしょうか。

まず、最初の美術館本館の方ですが、パフォーマンスというか、業務の質であるとか経費の削減であるとか、この辺については特に問題ないということでありました。若干気になるのであれば、競争性ですが、1期目と比べて、2期目については警備業務をあえて加えてしまっているわけですね。このことの重みというか、この辺を、例えば辞退された事業者は、どのように理由で辞退されたのでしょうか。

○生島課長 基本的に、その後、聞いたところでは、時間的な要因とは聞いているのですが、

○稲生主査 やはり人員を集め切れなかったということですか。

○生島課長 警備について特段支障があったとは聞いていません。

○稲生主査 そういうわけではないということですか。わかりました。そういう意味では、次回実施される時には、やはり十分な期間を持っていただいて実施いただくということになるのでしょうか。

○生島課長 似たような業務として、国立文化財機構の東京国立博物館も同じような枠組みでやられていると思うのですが、そこでも、こことはまた違う事業者が入っていますので、そういう意味では、市場としては入る可能性があると考えております。

○稲生主査 委員の皆様、まず、この本館の方でございますが、こちらの方で何かコメントがございますか。

○小松専門委員 4ページの実施経費の内訳を見ていると、平成24年と25年で少し額が違っているのですが、その差がほとんど運営支援業務の差になっているように思うのですが、これほど差が出ている理由は何かあるのでしょうか。

○生島課長 平成24年度は、ちょうど開館60周年という節目の年に当たりまして、その前に1カ月ちょっと休館したのです。ですので、運営支援をしていただく人たちが、その期間は要らないということになりまして、平成25年が、どちらかという通常期の経費だということになります。

○稲生主査 よろしいですか。

○小松専門委員 はい。

○稲生主査 それから、見解がちょっと内閣府と分かれているのが次のフィルムセンターでして、悩ましいところです。全体から見ると、経費の削減も認められる、それから、業務の質についても特に問題はなかったということです。なかなか難しいところではあるのですが、やはりまだ1期しか行っておらず、果たして、御説明はいただいたものの、このフィルムセンターという特殊な仕事の部分、これを一括して良いのか、あるいはこれを抜き出して、これは内閣府の評価案の方になりますが、残りのところを包括し直してもう一度実施するという方向で、もう一回、民間競争入札ということで我々との関係を持ちながら実施するというのも適切なのかと考えているところも我々にはありますが、何かこの点について御反論がありますか。

○生島課長 1つは、継続して民間競争入札するというのはやぶさかではないのですけれ

ども、上映関係業務を切り離すということだけについては、ちょっと当館としては、できれば回避したいと思います。なぜかといいますと、フィルムセンターの場合には、上映関係業務というのは、経費的にはそんなに大きなものではないのですけれども、一番核となっている部分なのです。これに付随して運営支援とか設備とかの統括管理業務というのが全部動いている。映写業務自身は、ざっくりばらんに、人件費ですので、映写する人間は1人しかいないから経費は安いのですけれども、一番重要なものになります。ですから、それとの連携という意味では、まとめてやらないと意味がないかと考えておりました、市場化テストをするのはやぶさかではないのですが、切り離すということについては、ちょっと、できれば、もし市場化テストに移行するにしても、切り離さずにやらせていただきたいと考えているのですけれども。

○稲生主査 我々は、無理な競争はもちろんかえって質を下げるので避けなければいけないわけですが、資料6の5ページ目、3の(1)の総合評価についての「なお」以下、このところが気になっていて、今おっしゃったように、非常に特殊なもの、それから、一方でデジタル化が進んでいて、継続的に、フィルムの上映業務を行っていただけるような会社がただでさえ減少する傾向にある中で、この部分だけを切り離して、一層特殊性が高まっているような業務にもかかわらず、果たして、「競争の確保が可能」と最後に書いてあるのが、むしろ難しくなるのではないかとこのところがあります。そうであれば、もちろんフィルム上映業務というものとその周辺の業務を、こういうデリケートなものでしょうから、一層連携をとりたいという意味で切り離せない、そのお考えはわかるのですが、そうすると、なお一層、競争のことがむしろ我々は心配になってきます。競争至上主義ではもちろんございませんが、できれば競争性が働くような形で行えないものかというのがありまして、その辺、競争性という意味では、やはりこの1期だけではちょっと確証は持ちにくいところがあるので、仮に我々の元で民間競争入札をやっていただくにしても、できれば我々と一緒に次の実施要項で議論させていただきながら、どういう形で質も高めて、経費も削減して、なおかつ競争性も発揮できるような形のことを議論しながら進めていった方が良くはないかと考えています。

そういう意味では、いろいろ御意見がおありかもしれませんが、一応評価案の中では、民間競争入札ということで、今と同じ枠組みで引き続き実施していただく方向でまとめさせていただこうと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○生島課長 今、すみません、私がお話しさせていただいた切り離すというのは、次のステップ、今のお話ですと、この場合は、市場化テストはこのまま継続するというお話だということでしょうか。

○稲生主査 そうです。とても今はそれだけの時間もございませんので、評価の中では、先ほど説明いただきましたが、業務実施者が非常に限定される恐れのある上映関係業務を分離し、その他の業務を包括化して委託することを検討する等によりという書き方がありますので、さまざまな可能性をやはり引き続いて検討いただいて、この場で議論させてい

ただ、最も適切と思われることを考えていきたいということでございますので、そういう意味では、このフィルムの上映業務というものの競争性について、少なくなる中で、果たしてどのように競争性を高めていくのかということを引き続き検討いただくということだと思いますので、それで切り離すかどうかということを変更してこの場で議論すると理解いただければと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

○生島課長 わかりました。よろしくお願ひします。

○西田室長 少しよろしいでしょうか。今、デジタルが多くなってきているとこのペーパーにも書かせていただいているのですが、この2年ぐらいなのですね。逆に言うと、新作がデジタルになっているのであって、フィルムセンターが持っている所蔵品というのは約7万本、これは全部フィルムです。この全部フィルムのものをほとんど毎日上映しているという状況でございます。

それから、福岡にもフィルムセンターと同様にフィルムを集めている福岡市総合図書館、それから広島にも広島市映像文化ライブラリー、それから京都にも京都文化博物館、みんなフィルムで上映をしているというところがございます。ですから、その施設もフィルム映写ができる技師というものをきちんと別の会社、我々とは違う会社で使用しておりますので、デジタルというのはちょっとここに、今はもうデジタルになってしまうと読めてしまうかもしれませんが、現状は、我々は、やはりフィルムでの上映がほとんどだということだけ御理解いただければと思います。

○稲生主査 もちろんそのつもりです。むしろデジタル化がいろいろなところで増えていく中で、フィルムというものをどのように、室温も保持しながら適切に円滑に上映いただくか、その技師の方が減っているということで競争が心配でして、それで、我々が引き続きお付き合いする中で、いろいろ御議論させていただいて、適切な方法を考えていきたいということです。

○小松専門委員 これは、この業務の話とは関係ないと思うのですが、美術館として、フィルムセンターとして、将来的にもずっとフィルムによる上映というのは維持されるという意識でおられるのでしょうか。というのは、今、新作がほとんどデジタルです。ということは、フィルムでつくる人はほとんどいないという状況だと、商業的にはもう、フィルム上映をするところがないということです。そうすると、仮に映写技師の資格を取ったとしても、皆さん仕事がないわけです。幾つか今おっしゃったような美術館とかそういうところではあるのかもしれないが、ごく限られた数しか職場がないとすれば、今後は、ほとんどそういうところに行く人はいないと思うのですが。

わざわざ映写技師になろうという人はほとんど民間ではいなくなるだろうと思うので、やり方としては2つあると思うのです。1つは、持つておられるフィルムをデジタル化してデジタルで上映するというやり方が1つ考えられる。デジタルであれば、資格とかそんなに難しいことを考えなくても、ほぼ誰でもできるという話は聞いていますし、そのようなやり方をするのが1つ。もし、そうでなければ、自前で映写技師を養成するということ

です。ということは、民間に出さないで、職員として雇って、技術を伝承していく、そのような形をとられるか、どちらかしかないと思うのですが。その辺、どうお考えなのか。それは館としての、フィルムセンターとしての基本方針だと思うのですが、何かお考えがあれば、教えていただきたいと思います。

○西田室長 まず、デジタルだから、もうフィルムは使わなくなるのではないか、フィルムセンターもそうになっていくのではないかという御質問だと思いますが、逆でございまして、デジタルは、マイグレーションをどんどんしていかないと、もう映せなくなってしまうのです。2世代前のデジタル映画というのは映せなくなる。実際に、一瞬にしてハードディスクから最新の映画が消えたという事実もアメリカではございます。ですから、我々は今デジタルのものも確実に保存ができるフィルムに落としましょう。フィルムは120年の実績がありますということです。それと、フィルムは1回焼くのに約100万円で焼けます。でも、デジタルはマイグレーションするのにものすごく金がかかってしまうということがございますので、我々は、やはりこのままフィルムで物を保存していく。保存していくイコール活用していくということをご前提にしております。

それから、映写技師の育成については、今、我々は定員削減で、映写技師を今、定員で1人しか持っておりません。会場が、大ホール、小ホール、それから試写室、フィルムを購入すると、そのチェック試写をする、こういうことをやっておりますが、チェック試写等に定員の技師をつぎ込んでおまして、会場のこういう上映には、請負業者を、この統括管理の一部として上映支援業務をお願いしております。

この人たちを例えば我々の職員にという話ですと、定員の問題等がありまして定員にできないということが1つと、それから、非常勤でとなりますと5年間で終わってしまうということがございます。ですから、5年でどこまで育成できるかということもありますが、逆に、育成したら、その人は働くところがないよというふうにもなってしまいますので、我々としては、やはり民間事業者の方で、映画フィルムをきちんと上映できる方、もちろん我々のところで育成もしますが、そういう官民の協同で映写技師も育てていく必要があるかなと、私は個人的ですけれども、思っております。

○小松専門委員 あまりここで議論するつもりはないのですが、逆に言えば、今のお話は、人任せでやろうというように聞こえるのですが。結局、民間の方がもっとシビアだと思うのです。仕事がないのに、そんなに人を抱えてられないよという話になるので、いろいろな業態で職人が消えるとか、後継者がいないとかという話はたくさんあります。それをどうするかというのは、むしろそういうことを担っているところが無理してでもお考えにならないといけなくて、それは一職員の話ではなくて、フィルムセンターというもののあり方をもう少しきちんとアピールされて、予算を確保するなり、映写技師というのはもう絶滅危惧種なのだとおっしゃって、それを確保するというようなことをおやりいただかないと。我々は、そのうち映写できる人がいなくなるのではないかだとか、もっと心配なのは、映写機がなくなるのではないかだとか、それを直せる人、作れる人、全部含めて養成

していかないといけないと思うので、逆に言うと、イージーに民間に委託すれば良いなんておっしゃっていると、そこは潰されてしまいますということを少し申し上げたかったのです。

○西田室長 ありがとうございます。申しわけないです。

○小松専門委員 済みません、余計なことを言ってしまいました。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、東京国立近代美術館の「本館及び工芸館」並びに「フィルムセンター」の管理運営業務の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から確認すべき事柄はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に御報告いただけますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（国立美術館退室、日本貿易振興機構入室）

○稲生主査 続きまして、独立行政法人日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」の運営業務の実施状況及び事業の評価（案）等について審議を行います。

まずは、事業の実施状況について、独立行政法人日本貿易振興機構ビジネス情報サービス部ビジネスライブラリー課長島課長より御説明をお願いいたしたいと存じます。

説明時間は5分程度で、よろしくをお願いいたします。

○長島課長 ジェトロビジネスライブラリーの長島と申します。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

お手元の民間競争入札実施事業ビジネスライブラリー運営業務の実施状況につきまして、概要の説明をさせていただきます。

本業務は、第1期目の官民競争入札を経て、第2期目である今期は、民間競争入札へ移行し、丸善株式会社への委託となっております。

契約期間は3年で、現在3年目に入っております。

委託業務の内容ですが、ビジネスライブラリーの資料整理、資料管理及び閲覧利用者サービスにかかわる業務となっております。

確保されるべき質といたしましては、利用者が求める情報にスムーズにアクセスできるように資料を整理・管理する、また、快適に御利用できるように、十分な閲覧サービスと環境整備を行うことと設定されております。

次に、委託業務の実施状況でございますが、重大な障害や問題は発生しておらず、仕様のおりに実施されました。また、細かい改善提案を重ねて、サービスの質は維持・向上しております。

確保されるべき質として、機構で実施しております外部利用者アンケートで、委託対象

業務において4段階評価の上位2つで平均80%以上を確保するという設定をしておりますけれども、これらは、全委託対象項目で全て95%以上の満足度を獲得いたしております。サービスの質の向上は、利用者からも評価されているということがわかります。

また、この実施状況につきまして外部有識者から評価のコメントをいただいているのですけれども、来館者による満足度の高さ、民間事業者の改善提案の内容、それと総合的な業務実績から、目標以上の成果を上げているというコメントをいただいております。

次に、報告書の6ページに記載しております経費節減の効果ですけれども、今回の仕様には、市場化テスト前には実施していなかった新しい業務が追加されております。その業務は、総合目録データベースの登録作業、閉架資料の蔵書点検などが追加となっております。これらに係る経費の試算は1,436万6,440円となっております。この金額の試算方法ですけれども、受託事業者にヒアリングしましたところ、具体的な金額の提示は得られなかったのですが、新規業務に必要な技術量や業務の規模感については情報をいただきました。それらをジェトロの人員採用の枠組みにはめ込みまして試算しております。しかし、技術量の部分については、ジェトロに実績がないため、具体的な金額を加算することはしておりません。そのため、この試算額は技術量を含んでおりませんので、全体として実際より低目の試算額となっております。

そして、今期の年間経費が6,600万円なのですけれども、ここから新規業務の試算額を差し引きますと、市場化導入前の経費と比べて492万2,631円の削減となっております。パーセントで言いますと8.7%の経費削減効果がありました。

次に、競争性の確保についてですけれども、今期は2者の入札参加者がありました。技術点と価格点による総合評価方式による審査の結果、丸善株式会社を落札者として決定しております。今期においても競争性は確保できたと思っております。

今まで述べましたとおり、本業務では、サービスの質の確保、経費削減、競争性の確保を達成しておりますので、今後の事業といたしましては、市場化テストを終了して、当機構の責任において実施させていただきたいと考えております。市場化テストを終了しましても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえ、引き続き、法の趣旨に基づき、当機構自ら公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたいと存じます。

以上で私からの説明は終了いたします。ありがとうございました。

○稲生主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 続きまして、内閣府の評価案を説明させていただきます。資料Gをごらんください。3ページ目の下の方から始めます。

2、対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。本事業の業務に関しまし

ては、いずれも仕様書に定めたとおりに行われており、サービスの質は設定どおり確保されていると評価しております。

また、4ページ目以降に書いてございますけれども、利用者アンケートにつきましても、満足度の値が基準値である80%をいずれの項目においても大きく上回っており、サービスの質は設定どおりに確保されていると評価しております。

続きまして、7ページ目の上、実施経費でございます。本事業の経費は、単年度換算で6,600万円でありまして、これは、従来の実施に要した経費約5,655万円と比較しますと増えた状況になっております。こちらにつきましては、先ほどジェトロから御説明がありましたとおり、新規の業務が追加されておりまして、この部分を除いた金額におきましては、控除後の経費が下から2行目5,163万円となっております、約8.7%の経費の削減効果があったと評価しております。

それから、(3)民間事業者からの改善提案でございますが、①から④に記載させていただいている提案がございまして、いずれも業務改善につながったと評価しております。

続きまして、8ページ目、3、評価のまとめでございます。本事業につきましては、確保されるべき公共サービスの質は達成されており、良好に事業が実施されていると評価しております。また、民間事業者の提案により創意工夫が発揮されておりまして、この点についても評価しております。

更に、実施経費につきましても、経費削減効果がございまして、更に、第1期と同様、競争性の確保の観点に関しても、複数の入札参加がございまして、競争性も一定程度確保されていると評価しております。

これを踏まえまして、4、今後の事業でございますけれども、本事業は、事業全体を通して実施状況が良好でありまして、また、外部の有識者によるチェックを受ける仕組みも備えておりますことから、市場化テストの終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に基づきまして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

私からは以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問、御意見のある委員は御発言願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員の皆様、よろしいでしょうか。今、御説明いただきましたが、サービスの質の面、それから経費の削減状況、外部のチェック体制が整っているということでお話を聞いています。それから、入札参加者につきましても、1期目は官民競争でありましたが、今回、民間のみで実施されたということで、2者、多いかどうかは別として、一応競争性が図られているということかと思えます。そういう意味で、以上を鑑みれば、市場化テストの終了プロセスに進んで行くのかと思っております。

何かコメントありますでしょうか。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に御報告いただけますようお願いいたします。

(日本貿易振興機構担当者入れ替え)

○稲生主査 よろしいでしょうか。では、次に参りたいと思います。

独立行政法人日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館運営業務」の実施状況及び事業の評価(案)等について審議を行います。

まずは、事業の実施状況について、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館資料企画課二階課長より御説明をお願いしたいと思います。

説明は5分程度で、よろしくをお願いいたします。

○二階課長 アジア経済研究所図書館の二階宏之と申します。どうかよろしくをお願いいたします。

資料8になります。お手元のアジア経済研究所図書館の実施状況につきまして概要を説明させていただきます。

まず、本業務の契約期間は平成24年度からの3年間で、官民競争入札の結果、第1期に引き続き、機構入札参加部門が落札、運営しております。

業務内容は、整理業務と閲覧・利用者サービス業務にかかわる業務となっております。

確保されるべきサービスの質の達成状況ですが、1ページ目から5ページ目になりますが、各業務について、仕様書に定めたとおり実施しております。数値目標である目録作成の1万2,000点、雑誌記事索引作成の1万2,000点についても、大幅に目標を上回っております。

次に、5ページ目から6ページ目の実施経費になりますが、6ページの(2)の式をごらんいただけるとわかりやすいかと思いますが、市場化テスト実施前の単年度平均経費と比較しますと約2,000万円の節減、更に、国家公務員人件費削減措置を考慮しなくても約1,800万円の節減となっており、それぞれ約2割前後の節減効果を上げております。

次に、競争入札状況及び評価についてですが、6から7ページ目になります。1期目、2期目とも、機構入札参加部門が落札し、2期目については1者応札でした。2期目の入札後の平成24年1月16日に開催された第204回入札監理小委員会においては、委員の方から、多言語について民間事業者が対応できる実施体制の確保が困難である、一方、機構入札参加部門が対応できる実施体制を有していたことは、今後、競争性の確保の観点から、官民競争入札の実施等についての検討が必要であるという指摘を受けております。

改善案について、7から8ページ目になります。NACSIS-CAT、これは国立情報学研究所が運営するデータベースのことですが、これへの登録の件数をふやし貢献したこと、雑誌記事索引作成業務を効率化したこと、書棚の配置、案内表示などの改善を実施したこと、ミニ展示の開催及び初心者や外国人向けのサービスの向上に努めたことなどが挙げられます。

8ページ目になります。評価委員会になりますが、ことしの5月9日に外部委員3名を

含む合計5名で構成される評価委員会が開催されました。その中で、S、A、B、Cによる4段階の総合評価においてA評価を受けております。また、委員の方からコメントとして、2期にわたる市場化テストの目的を十分に果たしている。図書館業務を分析して工程を明確化、数値化していることは、他の図書館にも大きく貢献し高く評価できる。あらゆる項目にわたって、前年よりもパフォーマンスの改善を目指し、十分な実績を上げているなどの高い評価をいただいております。

全体の評価になります。8から9ページ目になりますが、各業務については、仕様書どおり、定めたとおり実施しております。創意工夫も図り、サービスの向上に努めました。経費節減についても、約20%の節減効果を上げております。評価委員会からも高い評価を受けました。

以上のことから、機構入札参加部門が実施するアジア経済研究所図書館運営業務は、実施要項において設定したサービスの質は確保されており、効率化に資するという目的は達成しているものと評価できると考えております。

今後の事業についてですが、前に申しあげましたとおり、2期目の入札においては、機構入札参加部門1者のみの応札でしたが、その理由を把握するために入札に参加しなかった企業にヒアリングを行っております。そこで、多言語を扱う人材の確保が非常に困難である、機構入札参加部門が多言語業務を実施できる有利な体制を備えている等の回答がありました。これは、入札監理小委員会においても同様の指摘を受けております。このことから、第3期に向けた入札に当たっては、多言語目録作成と多言語を含む雑誌記事索引作成業務を対象外とし、民間事業者が参入できる環境に整えて、民間競争入札で事業を実施することにしたいと思っております。

なお、民間競争入札に移行後は、民間に任せる市場化業務と機構部門が担う市場化以外の業務について緊密な連携を図り、より一層の図書館のサービスの向上、コストの削減を図る努力をまいります。

以上で私からの説明を終わります。どうもありがとうございました。

○稲生主査 御説明ありがとうございました。

続きまして、事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いいたします。説明は簡潔をお願いいたします。

○事務局 内閣府の評価案を説明させていただきます。資料Hをごらんください。

3ページ目でございます。対象公共サービスの実施内容に関する評価でございますけれども、3ページ以下5ページ目まで書いてありますけれども、各業務とも、仕様書に定めたとおり遅滞なく実施されており、サービスの質は設定どおり確保されていると評価しております。また、4ページ目でございますけれども、利用者アンケート、これは外部向け、職員向けがありまして、各項目でございますけれども、いずれの項目におきましても、満足度の値が基準値の80%を大きく超えており、サービスの質は設定どおりに確保されていると評価しております。

次に、5ページの下、実施経費でございます。本事業の実施経費は、単年度換算で7,046万円となります。これは、従来の実施に要した経費と比較しまして約22%の削減となっております。また、先ほどジェットロから御説明がありました給与削減措置の効果を除きましても、従来経費と比較しまして約19.9%の削減となっております、非常に高い効果を上げていると評価しております。

更に、(3)、本事業は、ジェットロ、機構が自身で実施しておりますけれども、自らの業務改善によって、①から⑤までの業務改善が図られておりまして、高いパフォーマンスを上げていると理解しております。

7ページ目、評価のまとめでございます。本事業においては、公共サービスの質は達成されていることから、良質に事業が実施されていると評価しております。また、機構の創意工夫も発揮されていて、この点についても評価できると考えております。実施経費につきましても約2割の削減効果がありまして、この点も評価しております。更に、外部有識者委員会からも高い評価を得ております。

その上で、4、今後の事業でございます。本事業は、実施状況が良好である一方、競争性という観点では、応札者が機構1者のみという形になっておりますので、いかに民間事業者が対応できる業務内容とするかが課題だと考えております。したがって、次期事業においては、事業者ヒアリングや入札小委での指摘を踏まえ、民間事業者において実施体制の確保が困難となっている多言語目録作成と雑誌記事索引作成業務を除外して、そのような改善を加えた上で民間競争入札に移行して事業を実施することが適当だと考えております。

説明は以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、今、御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

では、私から質問がありまして、参考資料2で、現在の業務内容と次期の業務内容ということで、今、内閣府の事務局からも評価案で話がありましたけれども、民間競争入札で実施する部分はそれでまたまとめて、機構の部分については、多言語の部分、これを切り離して業務を実施するということです。大方妥当なのかと思っておりますが、質問だけなのですが、いろいろな事業者にヒアリングをして、多言語に対応する体制というのはやはり難しいという、複数の事業者からヒアリングをしておられるという理解でよろしいですか。

○二階課長 はい。

○稲生主査 わかりました。

それから、一方で懸念が、ないとは思いますが、官民競争入札の時のやり方は、この多言語の部分と、それから、恐らく多言語だと思うのですが、雑誌記事索引作成の部分については、バックヤード方式というやり方をされているということで、言い方は悪い

ですが、厳格に人件費を管理なさっていたということですが、これが機構独自で実施する場合でも、その管理については、引き続き、できるだけ抑えられるものは抑えていくということで、同じようなバックヤード方式というのでしょうか、こういった形で実施されるという理解でよろしいでしょうか。

○二階課長 基本的に、バックヤード方式でやっている部分を、そうですね、こちら、市場化以外のところでやるということなので、バックヤードという言葉はなくなるのですが、我々、市場化以外のところできちんと質の担保を踏まえて、図書館業務の雑誌記事索引、多言語目録の質を高めていくことを考えております。

○稲生主査 コスト面はどうでしょうか。

○二階課長 コスト面に関しては、実際、今やっているのはバックヤード、我々職員がバックヤードと称してやっているものがそのままシフトする形になりますので、コスト面はほとんど変わらないと考えています。

○稲生主査 変わらない感じですね。わかりました。

質を第一にさせていただくのはもちろんのことですが、また、機構本体の方に吸収されるという形になりますので、引き続き、質とコストの両面ですが、ぜひ厳しくマネジメントいただければと思っておりますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○二階課長 はい。

○稲生主査 それから、民間競争入札の部分については、これは市場化テストが残るわけですか。

○二階課長 はい。

○稲生主査 では、また引き続きおつき合ひいただくということになると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○二階課長 はい。

○稲生主査 この他、皆様から意見やコメントはよろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、独立行政法人日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館運營業務」の事業の評価（案）等についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に報告するようお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（日本貿易振興機構・傍聴者退室）